

令和3年度（2021年度） 第1回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

令和3年（2021年）7月27日（火）14時00分～
市役所別館駐輪場8階会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（委員紹介）
- 3 副市長挨拶（職員紹介）
- 4 委員自己紹介
- 5 運営要綱説明、委員長選任
- 6 前回委員会の主な意見 資料1
- 7 報告・議題
 - 1) 今年度の委員会について 資料2
 - ・主な審議等の予定
 - ・開催スケジュール
 - 2) 熊本城域の基本情報 資料3
 - 3) 千葉城地区（NHK跡地等）の史跡整備計画について 資料4
 - 4) 熊本城みどり保存管理計画について 資料5
 - 5) 今年度の復旧事業予定について 資料6
- 8 その他
- 9 事務連絡
- 10 閉会

■日時 令和3年（2021）3月24日（水）14：00～16：00

■場所 熊本市役所 14階大ホール

■出席者 伊東（龍）委員長・伊東（麗）委員・河島委員・西嶋委員・服部委員・廣瀬委員・毛利委員・山尾委員・山田委員 計9名

※坂本委員、永田委員、松田委員は欠席

【前回委員会の主な意見について】

委員	委員意見	当日の回答	対応
	発言なし		

【報告】

1）今年度の取り組み状況について（熊本城調査研究センターの活動内容、復旧状況等について）

委員	委員意見	当日の回答	対応
毛利	・（令和3年3月清爽園弔魂碑修復工事完了報告を受けて）熊本地震でずれていた清爽園の記念碑が修復できたので安心した。 ・合同庁舎跡地に設けられた仮設建物は、危険がないよう適切に管理していただきたい。		・報告済。 ・仮設建物は部材・遺物等の倉庫は、熊本城総合事務所ですべて適切に管理する。
服部	・天守閣のエレベーターは、停電時の避難路を想定しているのか。 ・馬具櫓の部材は全部再利用可能なのか。 ・合同庁舎は史跡外か。図面では特別史跡に入っていないため、現状と異なるのでは。	・エレベーターや階段周りに堅穴区画を設置して、避難時に待機ができるようにしている。運営スタッフをしっかりと教育して有事の際に安全に案内できるよう努める。 ・部材の再利用は解体をしないと判断が難しいが、繕いをしながら使える部材はできるだけ再利用する。 ・史跡内。図が誤っていた。	・回答済。 ・回答済。 ・資料修正（資料6参照）。

山田	・復旧について現状の進捗状況は。 ・天守閣展示図録は ISBN をとった本として販売するのか。そうであれば情報発信の選択肢が増え、購入の機会も増えるのでは。	・遅れもなく、早く進んでいるわけでもなく、一歩一歩着実に進んでいる。文化財修復検討委員会での審議や、文化庁に相談しながら復旧に遅れが発生しないよう努めている。 ・図録は ISBN をとって一般販売する。県内の書店やインターネットでも購入可能。販売開始予定は 4 月 26 日から。	・回答済。 ・回答済。
西嶋	・合同庁舎跡地の景観は重要なポイントである。ただ限られた場所にプレハブを選定せざるを得ないので、全体計画を最初に示してほしい。全体像を示めされれば理解がスムーズにいくので、今後は事前の説明をお願いしたい。 ・J T 跡地も NHK 跡地も特別史跡内、三の丸第 2 駐車場は特別史跡外。資材置場保管庫は史跡外の選択肢はなかったのか。最新の資料に基づいて全体像を説明していただきたい。	・20 年の復旧基本計画に沿って作業を進めているが、石置き場と部材置き場両方が必要になる。計画の形と必要な保管庫が、事前に説明できるよう検討する。 ・次回、正しい図を提示する。	・資料 6 により説明。

2) 天守閣・長塀屋外照明改修計画について

委員	委員意見	当日の回答	対応
西嶋	・天守閣と長塀前の照明改修については、都市デザイン室と連携していくと聞いていたが、今日の資料は光のマスタープランと混在して理解が難しい。まず光のマスタープランを説明して、その後の検討を説明していただきたい。 ・マスタープランはかなり踏み込んだ内容であるが地域と連携した痕跡がない。手続きや、地域との連携・有識者の意見や経過など説明を受ける必	・マスタープランの作成と天守閣ライトアップの改修は同時並行で進み、マスタープランを踏襲するデザインで改修計画を進めてきた。マスタープランは相当なボリュームがあり、詳細まで説明するのは難しいことから、今日は熊本城にかかわるポイントを説明した。	・光のマスタープランや天守閣・長塀の屋外照明改修の資料がわかりづらく説明が不足していたという指摘については真摯に受け止める。 ・今回の照明改修については、前回の委員会の終了時に資料をお渡しし、内容を確認いただき、メール等で個別でのご意見をいただく形とした。 ・今後は、今回のように、市としての大方針に沿った事案についても、本委員会で審議いただく必要があ

	要があると感じた。 公表されている光のマスタープランをなぜ事前配布できないのか。委員に対する説明になっていない。景観計画という上位計画との整合性はとれているのか、これは都市デザイン室にも伝えている。重要な問題を抱えているため、再度説明・検討いただき、委員他の意見を反映してより良いものにしていただきたい。	マスタープランと改修計画の資料を準備する。ご質問・ご意見について、皆様からお聞かせいただき内容を理解いただけるよう努める。	る案件については、説明時期や方法についてしっかりと整理し、説明を尽くしていきたいと考える。 ＜マスタープラン策定について（都市デザイン課）＞ 熊本市光のマスタープランは、策定の過程において、景観審議会、パブリックコメント、市民アンケートの実施など、市民参画の手続きを踏んで、頂いた意見等については、本編への反映を行った。 また、策定後においても、実証実験（ライトスケープ・キャラバン）や個別の事業を検討する際に、テーマやアイデア等を市民と対話しながら、夜間景観づくりに努める。
山尾	光のマスタープランとこれに関係する資料は配布可能か。	委員会終了後に資料をお渡しし、質問・追加説明があれば対応する。	
毛利	ライトアップ自体は大事なので進めてほしい。城下町のシンボルである熊本城が街の人に近いものになってほしい。高層マンションが出来始め、見えなくなったところもある。眺望のイメージ図はどういう判定基準でつくられたのか。視点場についてもある程度オーソライズした方がよい。地域との一体感をしっかり持ってもらいたい。		
伊 東 (龍)	これは非常に大きな問題で、疑問もある。・資料配布の上でもう一度審議いただくことをお願いしたい。たとえばライトアップの時間帯や方法、ライトアップの光による被害は出ないかなど。	光のマスタープランはパブリックコメントを済ませ策定しており、方針から外れないようライトアップを進めたい。工事が少し落ち着く時期でもあり、オリンピックの機運を盛り上げるという側面もあって今年度実施を予定している。	
山田	マスタープランに即し、天守閣は色温度が高く、長堀は低い。お城の同じ構造物として個人的には違和感がある。違う考えもあっていいのでは。	これからなので答えるのは難しい。アンケートは前後の比較が必要と考えている。天守閣では改修後のライトアップと改修前の写真で	長堀の照明改修工事の中で、冬頃にはLEDへの器具の取り換えが完了する予定である。

	・長堀はアンケートを実施するのか。方法について聞かせてほしい。県立美術館の照明はLEDで、タブレットで色温度が変えられる。一灯でもいいから色温度を変えて比べられればいい。	比べていた。	・その時点で、委員の皆様にご覧いただきながら、許容される範囲での色温度の調整をさせていただければと考える。
廣瀬	・長堀のライトアップは山田委員と同じ意見。高さでいくとシティスケールであるが、城と街は違う色にした方がよい。色味ももうちょっと白くしたほうが、お城が浮かび上がる。		
河島	・街の外灯は冬はオレンジ、夏場は白と変化させている。この議論では時間帯での変化であるが、季節感で変化させているのが街の外灯である。		
伊東 (麗)	・既存と改修後では光量とか明るさは違うのか。 ・お城の動植物が24時間照射されるとその影響が心配だったが、今と変わらないのであれば大丈夫と思う。	・明るさは変わらない。むしろ改修後の方が光量は小さい。 ・常時照射ではなく、時間を決めて断続的に照らす。	・回答済。 ・時間の設定についても細かな調整は可能となるため、状況を見ながら設定を行っていきたいと考える。
山尾	・アンケートの対象者についてもう少し教えていただきたい。県内・市内の方がほとんどか。	・アンケートは来場者に街頭アンケートの形で直接行い、聞き取りが主な手段。県内・市内は半々。よくなったという意見が大半であったが、白色がいいという意見もあった。	・委員会については、これまで以上に丁寧な運営に努める。 ・具体的には、議題1の今年度の委員会運営方針で説明させていただき、ご意見を伺いたい。
西嶋	・新たな景観を作り出す事なので、熊本城の利活用において重要な作業だと思う。熊本城天守閣展示替えでは全体計画があつて天守閣の展示替えを説明するべきと発言したところ、発言に沿った検討を丁寧にしていただいた。		・市民意見の聴取については、アンケートやパブコメなど様々な手法がある中で、内容に適したやり方の選択に努める。

	アンケートではＪＴ・ＮＨＫ跡地で委員から苦言を呈されている。事前相談や意見徴収なしにアンケートを提示されると、前回は思い出す。市民局になったのに、局長の挨拶と実体が乖離してしまっている。しっかり委員に説明して、時間がなければ事前に説明する。もう少し丁寧な運営を事務局にしていきたい。		計画的に委員会で審議等いただけるように、年間審議スケジュールを作成し、更新・管理していく。また説明の方法についても、全体計画や関連する計画を示した上で、個別の計画を説明するなど俯瞰的にも検討いただけるよう、工夫する。
--	---	--	--

３）熊本城特別公開等について

委員	委員意見	当日の回答	対応
服部	特別見学通路の現状変更はどんな形で許可をとっているのか。	復旧基本計画は 2037 年度で完了するので、2038 年撤去の仮設物として許可をいただいている。	回答済。
廣瀬	博物館が熊本城の中に入った雰囲気と感じた。とてもすばらしい。１日では回りきらないボリュームがある。入場者はコロナ禍もあり不透明なところ。今後も入場者を伸ばすには周知が必要。来城者に写真ポイントを聞かれたことがあるが、おすすめスポットの紹介がほしい。アプリを使って撮影することで広告になるとよい。インスタにアップしやすい環境をお願いしたい。		天守閣内では一部の映像を除き、撮影可としている。導入した「熊本城公式アプリ」は情報の追加も可能なので、今後は城域全体にも拡張したい。また天守閣内部公開にあわせ、天守閣前広場に鯨瓦をあしらったベンチや顔ハメ看板を設置した。引き続き、撮影スポットの紹介をはじめ、様々な広報展開に努める。

４）令和元年度・令和２年度の委員会について

委員	委員意見	当日の回答	対応
	発言なし		

今年度の委員会について

1. 令和3年度の主な審議等の予定

(1) 審議事項

①千葉城地区（NHK跡地等）の史跡整備計画について（3回程度）

- ・令和元年度に今後の方向性について了承を頂いているNHK跡地の整備について、過去や今後実施予定の調査・研究成果等も踏まえながら、史跡整備の手法に基づく整備計画案を検討していく。

② 熊本城みどり保存管理計画の策定（2回程度）

- ・令和2年度まではみどり保存管理計画（案）の策定に向け、城内の樹木について状況把握のために約3000本の樹木点検を行った。今年度は点検結果の考察や傾向を把握し、それを踏まえみどり保存管理計画（案）を作成し諮る予定。

(2) 報告案件

①復旧・公開活用状況（毎回予定）

- ・復旧工事の進捗や公開活用の状況等の報告

(3) その他（未定）

- ・特別史跡熊本城跡保存活用計画に関わる重要な事項が発生する場合は、別途、審議や報告を行うもの。

※委員会は原則公開となります。（会議にはマスコミや傍聴者が入り、また、議事録も後日、市のホームページに公開されます。）

ただし、情報公開条例に規定される不開示情報が含まれる案件等については、非公開の手法も含め慎重に取り扱います。

令和3年度（2021年度）特別史跡熊本城跡保存活用委員会 年間計画

開催予定	第1回 7月	第2回 11月頃	第3回 2月頃
事務局分	・委嘱状交付 ・委員事務局紹介 ・運営要綱説明、委員長選任 ・前回委員会の主な意見	・前回委員会の主な意見	・前回委員会の主な意見
報告 ・ 議題	・委員会の開催・運営方針について ・千葉城地区（NHK跡地等）について（スケジュール案）	・千葉城地区（NHK跡地等）について（成果報告・基本計画案・調査計画案）	・千葉城地区（NHK跡地等）について（基本計画案・調査計画案）
	・熊本城みどり保存管理計画（案）について（樹木点検結果、計画骨子など）		・熊本城みどり保存管理計画（案）について
	・復旧取組状況について	・復旧取組状況について	・復旧取組状況について

特別史跡熊本城跡保存活用計画【概要版】

平成 30 年 3 月

保存活用計画とは、文化財の本質的価値と構成要素を明らかにし、適切に保存・活用するための基本方針を定めるものです。

昭和 57 年度に熊本市教育委員会により、「特別史跡熊本城跡保存管理計画策定報告書」(以下、「昭和 57 年度版」という)が策定され、熊本城の保存・活用を図ってきました。しかし、策定から 30 年以上が過ぎ、熊本城周辺の環境も大きく変化(建築物の改築や文化財に関する意識の変化等)したため、現況に即した内容の見直しが必要と考え、改訂することとしました。

(改訂後の名称は、「特別史跡熊本城跡保存活用計画」)

文化財の次世代への継承のためには、活用による理解促進が必要であり、保存と活用の好循環を創り上げていくことが重要であるという視点をふまえ、文化財としての熊本城跡の本質的価値とその構成要素を再確認し、より適切な保存と活用の方向性を示すことを目的とします。

■ 保存活用計画の概要

(1) 対象範囲

特別史跡の指定範囲を中心として熊本城の惣構え(※)である新町までを含めた約 138 ha を対象範囲とします。

※惣構えとは…城の外郭(城下町)のうち、堀や土塁で囲い込んだ区域。

(2) 計画期間及び見直し

計画期間は概ね 30 年程度とし、10 年を目処に定期的な見直しを図りますが、必要に応じて見直し作業を行い、適宜改訂します。

特に、今後、文化財保護法令の改正が見込まれており、これに伴い必要が生じた場合には適宜修正を行います。

(3) 目次

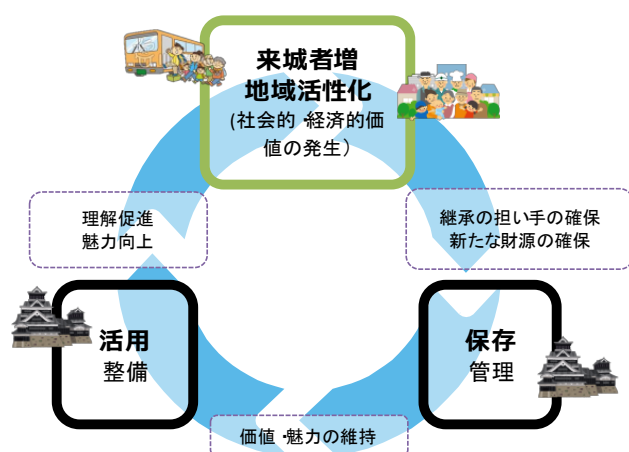
- 【総論】 第 1 章 保存活用計画の沿革と目的
- 第 2 章 熊本市の概要
- 第 3 章 特別史跡熊本城跡の概要
- 【各論】 第 4 章 保存管理
- 第 5 章 活用・整備
- 第 6 章 運営・体制の整備
- 追 章 「平成 28 年(2016 年)熊本地震」による被害の概要



文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱であると捉えられています。

各々の文化財の基本的な情報を把握した上で適切な修理・管理など保存の方法を検討するとともに、それによって維持される文化財の価値を、地域に生活する人々が享受できる活用の方法を模索していくことで適切な保存と活用の好循環が生まれ、文化財の維持継承を図ることができると考えています。



文化財の維持継承
保存と活用の好循環による

△保存と活用の循環するイメージ

- 文化財の保存 文化財の価値を後世に向けて確実に維持すること
- 文化財の活用 文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に活かすこと

平成 28 年 (2016 年) 熊本地震による計画改訂への影響について

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」は平成 23 年度より改訂に着手し、平成 28 年度中に刊行する予定としておりましたが、平成 28 年 (2016 年) 熊本地震により下記の変更・影響等がありました。

(1) 刊行の延期

平成 29 年度中に刊行

(2) 「熊本城復旧基本計画」の策定

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」や「熊本市震災復興計画」を上位計画として、熊本城復旧のマスタープランである「熊本城復旧基本計画」を策定 (平成 30 年 3 月策定)

(3) 「特別史跡 熊本城跡保存活用計画」の記載内容について

1. 本計画は、将来にわたる熊本城跡の保存活用についての基本方針を定めるものであり、熊本城跡の本質的・普遍的な価値に基づいて記載しています。ただし、熊本地震に伴い、基本方針等に影響がある箇所については、その影響を踏まえた記載としています。
2. 下記を追加しました。
 - ・【各論】「第 4 章 保存管理」「第 10 節 防災計画」
 - ・【各論】『追章「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」による被害の概要』

第4章 保存管理

(1) 保存管理の基本方針 ※別紙1参照

- ① 特別史跡熊本城跡としての本質的価値を構成する諸要素の保存を徹底します。
- ② 史跡の保存に際しては、公有化等による良好な環境形成に努めます。
- ③ 特別史跡熊本城跡としての景観の保全に努めます。
- ④ 保存と活用については、常に両者が適切に統一された均衡状態にあるよう調整しながら、熊本市民・県民のシンボル、憩いの場、そして国民共有の財産としての熊本城跡を適切に次世代へと継承していきます。
- ⑤ 計画的、総合的、継続的な調査研究を進め、熊本城跡の本質的価値を深めます。
- ⑥ 熊本城跡とその周辺に分布する歴史遺産等との関連性について、総合的な調査研究を進め、その一体的な保存管理に努めます。

(2) 現状変更等の取扱 ※特別史跡指定地内で適用

現状変更等とは「現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為」を指します。

1 法令等による規定

文化財保護法第125・184条、法施行令第5条第4項による規定

- (1) 文化庁による許可 (2) 市教育委員会による許可 (3) 許可を要しない行為

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱いの原則

原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関わる行為以外は認められません。但し、歴史的景観に配慮することを前提とし、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認める場合もあります。

(2) 許容される現状変更等の要件

「特別史跡としての価値の保存を確実にし、適切な活用を促すものであること」等を要件とします。

(3) 地区ごとの現状変更等の取扱基準 ※別紙2参照

本計画では、計画の対象範囲を6つの地区に分けています。それぞれの地区における許可申請の対象となる行為とその取扱基準を整理しています。(特別史跡外である新町地区を除く。)

3 現状変更等を伴う諸行事の取扱い基準

仮設物や火気使用についての留意事項を記載するとともに、地区ごとに現状変更等を許可できる行事を一覧表に整理しています。

(3) 追加指定

1 追加指定の想定範囲

熊本城跡については、旧城域を含め往時の地形等をよく残していることから、これまで『保存管理計画策定報告書』(※1)の「環境整備の基本方針」や「熊本城跡史跡拡大計画」(※2)において、旧城域を追加指定の想定範囲としており、将来にわたる史跡の確実な保存を図るため、今後もこれまでの方針を継承し、特別史跡の指定範囲を旧城域まで拡大することに努めるものとします。

※1 昭和57(1982)年度熊本市教育委員会策定 ※2 平成15(2003)年度熊本市教育委員会策定

2 基本方針

- ① 現状変更の取扱基準等について十分周知を図った上で、所有者等の意向を踏まえるとともに、他の公益との調整を図るなど十分な協議・調整を行った上で追加指定を検討します。
- ② 公有地を中心に追加指定を検討します。
- ③ 民有地において、追加指定にあたって公有化が前提となる場合には、「公有化の基本方針」との整合性が図られる場合に限り、追加指定を検討します。

3 今後の計画

- ② 公有地 合同庁舎跡等の国有地、三の丸・古城地区の市有地等
こうらいもん
- ② 民有地 高麗門跡(新町地区)

※日本たばこ産業株式会社(JT)熊本支店跡地、旧NHK熊本放送局跡地についても今後検討する。

(4) 公有化

＜基本方針＞

③ 熊本地震による被災状況を踏まえた公有化の考え方

熊本城の復旧に多額の費用と長い年月が必要とされる中、熊本城の復旧期間においては、熊本城の計画的復旧に関するもの以外の公有化は大変厳しい状況にあり、保存等のための必要性など十分な検討を行うものとします。

④ 適切な保存と活用等のための公有化について

ア 特別史跡内の公有化…現状変更等の制限が課される中、民間所有者では適切な保存と活用に支障があり、公有化による保存・活用がどうしても必要な場合は公有化を検討していきます。(※古城地区含む)

イ 特別史跡外(旧城域内)の公有化…歴史的・文化的価値が極めて大きい場所について、民間所有者では熊本城と一体となった保存・活用に支障をきたすことが懸念され、公有化が不可欠と判断される場合には、追加指定を前提とした公有化を検討していきます。

※古城地区内の古城堀端地区では、昭和 53 年より国庫補助事業による土地買い上げ(地権者の申出による土地買い上げ方式)が行われており、公有化率は 76.47%です。(平成 30 年 3 月現在)。

第 5 章 活用・整備

◇本章では、特に熊本城の本質的・普遍的な価値に基づいた活用整備の基本方針等について記載しています。熊本地震後の活用と整備の考え方については、「熊本城復旧基本計画」において示すものとします。

1 活用

活用することで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努めるとともに、史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用を行います。

また、地域の魅力向上に資する活用を行い、保存と活用の好循環を創り上げます。

2 整備

遺構の保存を徹底することを前提とし、適正な状態で将来へ継承していくための整備とします。また、公園施設、観光施設としての観点から、市民及び観光客の憩いの場となるような整備とします。

なお、整備を実施する際には、原則として、文化庁、県教育委員会、特別史跡熊本城跡保存活用委員会及び関係者との協議・調整の上作成した計画に基づいて実施します。

第 6 章 運営・体制の整備

- ① 総合的な運営体制の構築 ② 庁内の関係部局との情報共有 ③ 市民参画と協働の推進

追 章 「平成 28 年(2016 年)熊本地震」による被害の概要

1 被災状況の概要

「平成 28 年(2016 年)熊本地震」は、熊本市では震度 6 弱、6 強を観測し、人的被害、建造物・施設等の損壊、交通、ライフラインの遮断等甚大な被害をもたらすとともに、農業や商業、観光業等経済活動にも大きな打撃を与えました。熊本城跡においてもこれまでに経験したことのない被害を受けました。

■重要文化財建造物 13 棟及び再建・復元建造物 20 棟の被災 ■石垣約 23,600 m²に修復を要する箇所

■便益施設等 26 棟の被害、地盤約 12,345 m²に陥没や地割れが発生

2 被災履歴

熊本城は築城以来さまざまな災害を経験してきましたが、近現代の主な災害としては、明治 10 年(1877)西南戦争時の火災ほんまるごてんによる大小天守や本丸御殿の焼失、明治 22 年(1889)の金峰山地震きんぼうさんによる飯田丸五階いいだまるごかいやぐら櫓台をはじめとする石垣の崩落等があります。また、戦後は平成 3 年(1991)に日本列島を縦断した台風 19 号による長堀ながべいの倒壊等があります。

3 被災の記憶等の継承や調査研究等の情報発信

熊本地震の記憶や記録の継承を行うとともに、熊本地震からの復旧における調査研究や復旧技術を広く情報発信していきます。

各地区の保存管理方針、保存・活用のための整備方針

三の丸地区

地区の概要

城域としての旧地形や武家屋敷等の屋敷割石垣等も残されており、旧細川刑部邸や熊本博物館等教養施設が整備されている地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②整備された教養施設を利用しながら、史跡としての景観形成に努める。

整備方針「歴史学習体験ゾーン」

既整備の教養施設との相互連携を深め、熊本城跡の魅力と価値を高める。

二の丸地区

地区の概要

監物槽や石垣・地割が良好に残るとともに都市公園としての公園整備が進められ、遺構と現代の施設が共存する地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②公園利用者に対して、二の丸地区の歴史性・重要性の周知と啓発に努める。

整備方針「緑の憩い広場ゾーン」

景観の維持と遺構の明確化を進め、市民や観光客が歴史を感じ・憩う場としての活用を行う。

新町地区

地区の概要

熊本城の城下町として、町屋の保存や地割を活かしたまちづくり等が進められている地区。

保存管理方針

地割の保存とともに、地域住民と協力して本物の城下町の風情を感じられる町並みづくりに努める。

整備方針「新町城下町ゾーン」

城下町としての環境醸成に努め、旧城域との連続性を図る。

三の丸地区

地区の概要

城域としての旧地形や武家屋敷等の屋敷割石垣等も残されており、旧細川刑部邸や熊本博物館等教養施設が整備されている地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②整備された教養施設を利用しながら、史跡としての景観形成に努める。

整備方針「歴史学習体験ゾーン」

既整備の教養施設との相互連携を深め、熊本城跡の魅力と価値を高める。

二の丸地区

地区の概要

監物槽や石垣・地割が良好に残るとともに都市公園としての公園整備が進められ、遺構と現代の施設が共存する地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素を適切に保存する。
- ②公園利用者に対して、二の丸地区の歴史性・重要性の周知と啓発に努める。

整備方針「緑の憩い広場ゾーン」

景観の維持と遺構の明確化を進め、市民や観光客が歴史を感じ・憩う場としての活用を行う。

新町地区

地区の概要

熊本城の城下町として、町屋の保存や地割を活かしたまちづくり等が進められている地区。

保存管理方針

地割の保存とともに、地域住民と協力して本物の城下町の風情を感じられる町並みづくりに努める。

整備方針「新町城下町ゾーン」

城下町としての環境醸成に努め、旧城域との連続性を図る。

千葉城地区

地区の概要

中世に城（千葉城）が築かれた歴史的に重要な地区であるとともに、公共施設・民間施設が多く設置されてきた地区。また、近況において、旧JTB熊本支店の解体や旧NHK熊本放送局の機能移転により、適切な保存と地域の魅力向上に資する活用が期待される地区。

保存管理方針

旧城域を形づくる地形の保存に努めるとともに、隣接する本丸地区と一体となった景観の形成に努める。

整備方針「文化交流ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、史跡・公園整備等による旧城域としての一体的な保存を図る。あわせて、エントランスとして位置づけ、既存の文化施設等も活用して市民等が歴史文化・芸術に親しむ場とする。

本丸地区

地区の概要

築城当時の遺構が最も多く残り、復元されたものと合わせて、往時の姿を最も色濃く残している地区。

保存管理方針

- ①本質的価値を構成する諸要素の適切な保存を徹底する。
- ②歴史資料に裏づけされた往時の景観の維持・創出に努める。

整備方針「本丸城郭ゾーン」

遺構の適正な保存とともに、遺構や復元建造物を活用し、往時を体感できる場とする。

古城地区

地区の概要

旧城域内最古の石垣（近世初期）が良好に残り、歴史的変遷を知ることが出来るが、各種施設が多く建てられている地区。

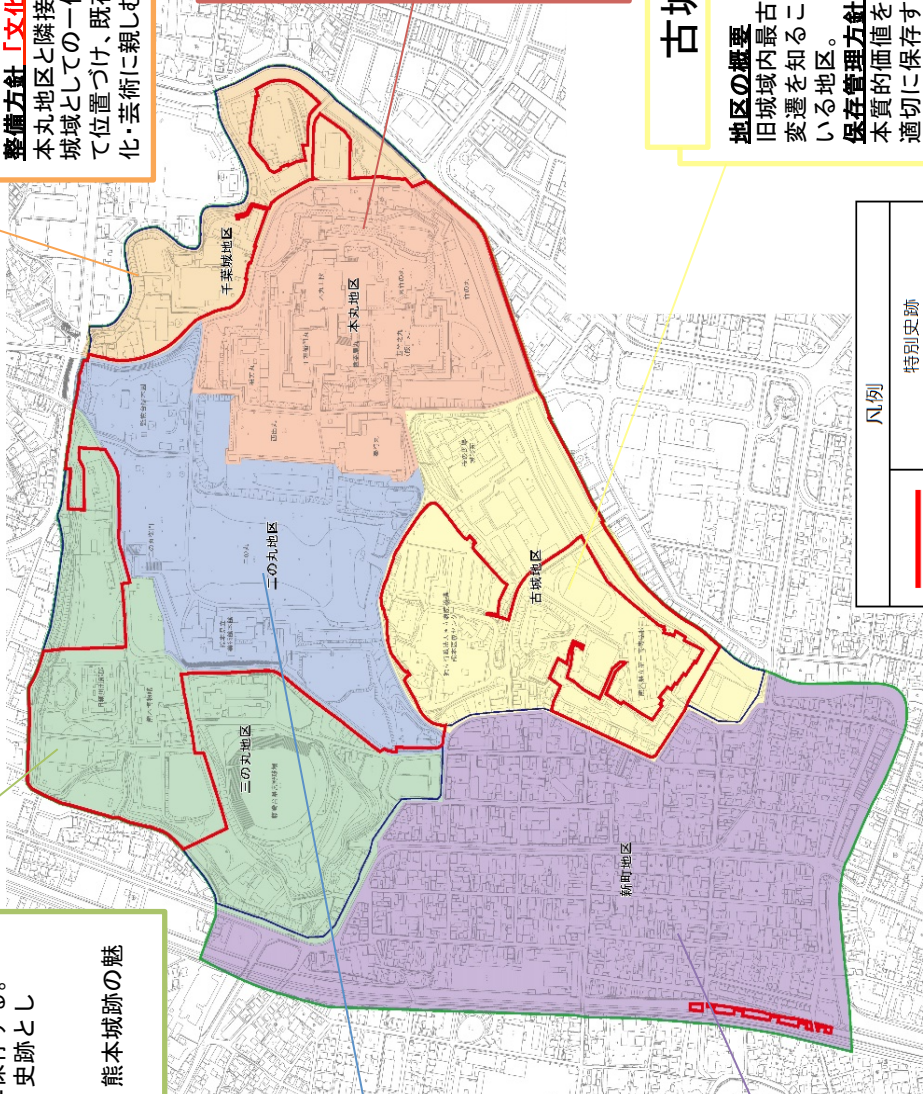
保存管理方針

本質的価値を構成する諸要素とともに、地割や旧地形を適切に保存する。

整備方針「古城歴史ゾーン」「エントランスゾーン（桜の馬場地区）」

往時の景観を体感できる地区として整備する。

特に、桜の馬場地区はエントランスゾーンとして熊本城見学の拠点とする。



凡例	
—	特別史跡 (51.2ha)
—	旧城域 (約98ha)
—	惣構 (約138ha)

地区ごとの現状変更等の取扱基準

現状変更等の取扱の原則		■原則として、発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為以外は認めない。 ■但し、特別史跡熊本城跡は「熊本城公園」として一般に開放されているとともに、宗教施設等民有地を含んだ史跡である。このため、公園等公共施設・公益施設の維持管理上必要な行為、民有地における宗教関連行為、商業行為及び生活行為については、史跡の本質的価値を構成する諸要素への影響が軽微なものについて認めるものとする。 ※なお、土地の掘削等を伴う現状変更等については、事前の発掘調査等遺構確認調査または熊本市埋蔵文化財担当部門の立会を要する場合があり、史跡の保護のために計画変更を要する場合や現状変更等を認めない場合がある。			
地 区		本丸地区	二の丸地区	三の丸地区	千葉城地区
現状変更等の許可申請対象行為	①発掘調査等の学術調査、史跡の保存・管理及び整備・活用に関する行為	史跡指定地内でなされる必然性がある行為であり、かつ史跡を構成する諸要素の本質的価値の保存を前提として、必要最小限度の規模に留めるとともに、歴史的景観に配慮したものである場合に認める。			
	②公園等民有地における施設・公益施設等 建築物／工作物 改築／改修・除去及び色彩の変更	新設	現状変更等の内容及び必要性に応じてその可否を判断する。 ※土地の形状の変更を伴わない、一時的な仮設の看板や展示物等の設置など、事前協議を行い、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものは、許可は不要。		
		公益上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。	公益上、商業行為上必要なもの以外は認めない。	公益上、宗教活動上、商業行為上及び生活行為上必要なもの以外は認めない。	
		認めるものについては、その施行方法については、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。	認めるものについては、その施行方法については、その施行方法について事前に協議し、既存の規模を大きく超えない範囲で、遺構や地形の保存と、歴史的景観に配慮を行ったものとする。		
	土地の掘削・盛土・切土等	公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。			
現状変更等の許可申請対象行為	道路、園路の新設・改修・除去等	公益上、安全管理上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。	公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。		
		公益上、安全管理上、宗教活動上、商業行為上必要なもの以外は認めない。	公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。		
	樹木の伐採・植栽・移植及びこれらに伴う土地の形質の変更（盛土等）等	公益上、安全管理上、宗教活動上、生活行為上必要なもの以外は認めない。			
その他		個別に熊本市教育委員会と事前の協議による			

千葉城地区（NHK跡地等）の史跡整備計画について

1 千葉城地区の概要〔確認〕

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」平成30年（2018年）3月策定より

磐根橋から厩橋に通じる県道熊本四方寄線と旧坪井川河川敷と坪井川に挟まれた区域で、一部に民有地はあるものの熊本家庭裁判所・旧九州財務局分室・熊本県伝統工芸館・旧熊本国税局千葉城分室・県立美術館分館・旧NHK熊本放送局等公共機関等が多く所在する地区である。

◎千葉城地区の整備方針：「文化交流ゾーン」

本丸地区と隣接した空間を活かし、史跡・公園整備等を行って旧城域としての史跡の一体的な保存を図る。あわせて、城下町からのアクセスを意識したエントランスとして位置づけ、既存の文化施設等も活用して市民等が歴史文化・芸術に親しむことができるなど地域の魅力向上に資する地区として整備する。

2 千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）の経緯〔確認〕

- ・平成27年（2015年） 日本たばこ産業株式会社（JT）移転 ※平成29年度建物解体
- ・平成29年（2017年） 日本放送協会熊本放送局（NHK）移転
- ・平成31年（2019年） 千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）保存活用基本構想策定
- ・令和元年（2019年） 特別史跡「熊本城跡」に追加指定
- ・令和2年（2020年） JT跡地の史跡（土地）取得（3月）
- ・令和3年（2021年） NHKの旧建物解体（3月）

※NHK側と売買契約の締結に向けた協議に関する覚書を締結中

3 千葉城地区（NHK跡地等）の史跡整備の考え方について〔確認〕

（1）史跡整備について（文化庁監修「史跡整備の手引き」より）

①史跡整備の手法とは

- ・史跡等とそれを取り巻く諸条件について詳細な分析を行い、その成果に基づき、整備活用事業の内容及びその実現の方法・課題を検討する。
- ・本質的価値を保存し、調査研究を充実させつつ、本質的価値を学び理解する場を提供する。

②史跡整備の過程 【資料4-2】

i 企画→ii 計画〔基本構想（ここまで実施済）→基本計画〕→iii 設計〔基本設計→実施設計〕→iv 工事の実施→v 管理運営・公開活用〔事業成果の公表→管理運営・公開活用〕

（2）NHK跡地の史跡整備計画の基本的な考え方

「熊本城跡千葉城地区（JT跡地、NHK跡地）保存活用基本構想」（平成31年1月策定）より

- ・R元年度の熊本城保存活用委員会の意見を踏まえ、下記のとおり方向性を整理
- ◎基本構想に記載した基本方針7項目のうち、まずは文化財価値の保存や熊本城の理解促進、歴史・文化を伝えること等を目的とした5項目に関する史跡整備内容とする。

◎基本方針5項目：「文化財価値の保存」「千葉城地区の歴史を表示」「熊本城の理解促進」「景観保全と緑地の整備」「歴史・文化を伝える整備」

※残りの基本方針である「熊本城の復旧復興の拠点」「熊本城調査研究の拠点」については、その機能や規模の整理を行い、史跡外を含め、引き続き検討をしていく。

4 千葉城地区（NHK跡地等）の基本計画の策定方針案について〔審議〕

（１）基本計画の策定に向けた検討・整理について（令和３年度からの検討案）

①基本計画策定に向けた諸条件の調査・整理の方法について

〔i 必要な情報の把握・整理〕

ア 事業の対象とする史跡等の本質的価値の詳細な把握（絵図、古写真、立ち合い結果など）

【把握するための主な材料・目標等】

- ・ NHK跡地の整備を検討する資料として、絵図・古地図や古写真を重視する。
- ・ 近代・現代の古地図を再検討し、現在に残る地形から江戸時代の旧地形を追跡する。
- ・ 残されている絵図によると複数の武家屋敷があったことが分っている。
- ・ 発掘調査については、豊富な絵図等の史料との照合や過去の立ち合い結果等を踏まえ、必要な部分について遺構の確認を行うなど限定的に行う場合がある。（時期未定）
- ・ これらの調査により、この武家屋敷の地割や屋敷内部の施設等を明らかにすることを目指す。

イ 公開活用を促進する上で必要となる関連諸条件の把握

- ・ 地域からの要望や、教育・観光、都市など関係部局の計画など構想策定時からの追加的な情報の把握（以前実施したアンケート結果の再分析、新たなアンケート調査の検討を含む）

〔ii 基本の方針の整理・確定〕

ア 基本理念・基本方針（基本構想で整理した方針等の整理・確定）

イ ゾーニング（JT跡地、高橋公園を含む）、整備対象時期など。

②上記の調査・検討・分析を踏まえた基本計画の具体的な内容の検討・策定

参考：特別史跡熊本城跡 千葉城地区整備基本計画目次（イメージ案）【資料４－３】

※第５章「整備基本計画」等、列記したものは「史跡整備の手引き」に参考として示されたものであり、具体的には今後検討していくもの。

（２）想定スケジュール 【資料４－２】

①基本計画の検討・策定：令和３年度から令和４年度（状況により令和５年度まで）

※史跡の保存・理解促進等に向けて何が必要か、何が出来るのかを含め、必要な調査・分析、意見聴取、協議（文化庁含む）等を十分行いながら検討を進める予定

◎令和３年度の検討内容

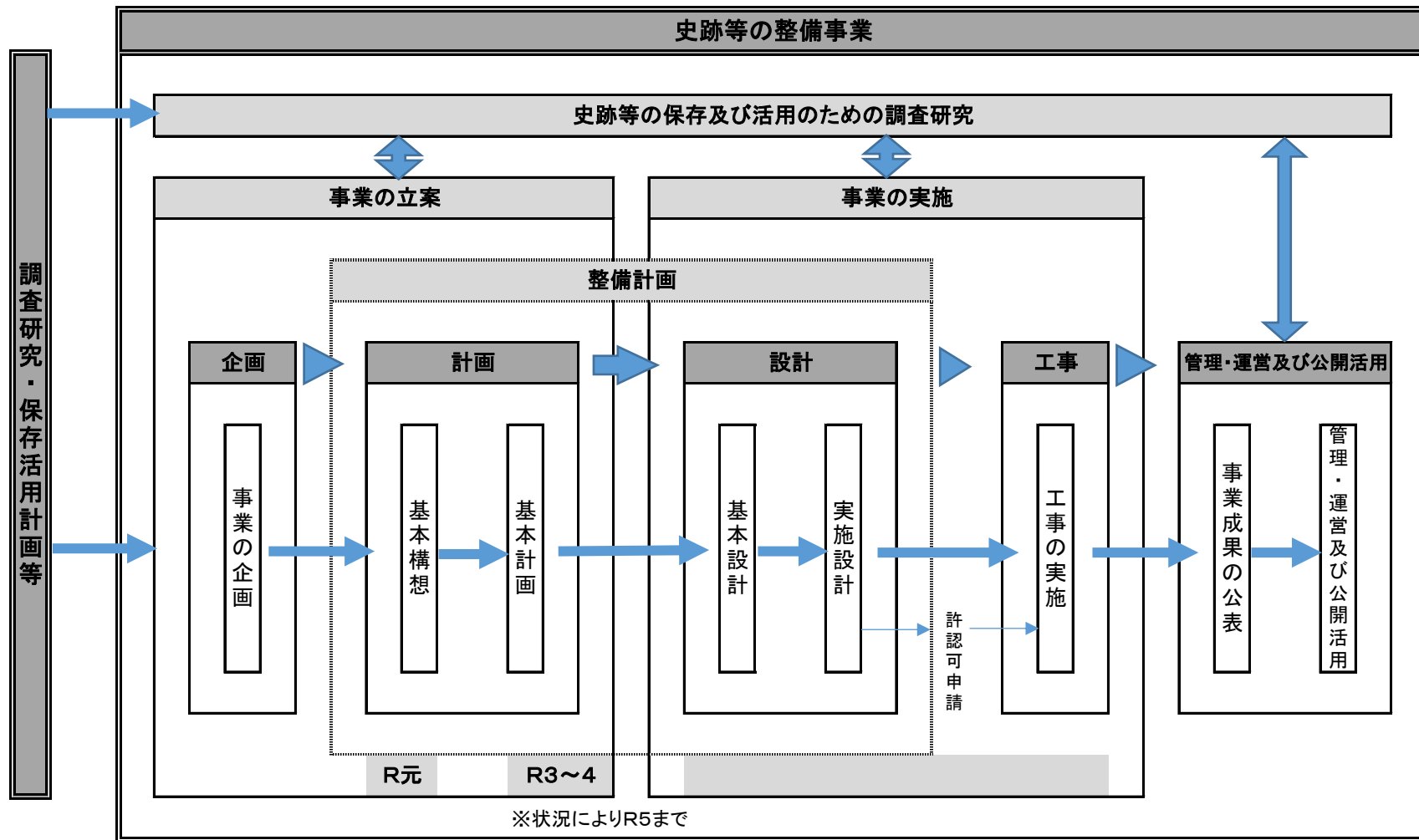
- ・ 必要な情報の把握・整理
- ・ 基本の方針の整理・確定

◎令和４年度以降の検討内容

- ・ 必要な情報の把握・整理（継続）
- ・ 調査・検討を踏まえた基本計画の具体的な内容の検討・策定

②基本設計・実施設計・工事等：基本計画の策定後（令和５年度以降）に実施

【参考】史跡等の整備事業の各過程(史跡整備の手引き(文化庁監修)より抜粋)



特別史跡熊本城跡 千葉城地区整備基本計画 目次（案）

※文化庁監修『史跡整備の手引き』をもとに作成

第1章 計画の経緯と目的

- 1 計画策定の経緯
- 2 計画策定の目的
- 3 上位・関連計画での位置づけ
- 4 対象範囲
- 5 策定の体制と経過

第2章 計画地の現状

- 1 自然的環境
- 2 歴史的環境
- 3 社会的環境

第3章 特別史跡熊本城跡の概要及び現状と課題

- 1 指定の状況
- 2 特別史跡熊本城跡の現状
- 3 総括的な課題
- 4 千葉城地区の課題

第4章 基本方針 ※『基本構想』をベースに、一部修正 【令和3・4年度内の委員会承認事項】

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第5章 整備基本計画 ※基本方針に基づき、下記の項目から必要な内容を記述

【令和3・4年度内の委員会承認事項】

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| ○ゾーニング計画 | ○公開・活用及びそのための施設に関する計画 |
| ○遺構の保存に関する計画 | ○周辺地域の環境保全に関する計画 |
| △歴史的建造物等・庭園・石垣等の修復に関する計画 | ○地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画 |
| ○地形造成に関する計画 | ○整備事業に必要となる調査等に関する計画 |
| ○遺構の表現に関する計画 | ○整備後の公開・活用に関する計画 |
| ○案内・解説施設に関する計画 | ○整備後の管理・運営に関する計画 |
| ○修景に関する計画 | |
| ○管理施設及び便益施設に関する計画 | |

第6章 事業計画

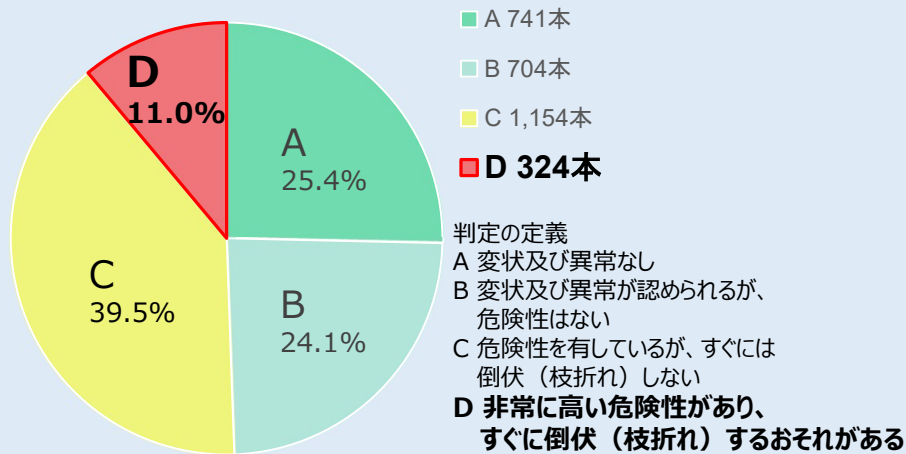
- 1 整備計画 ※年度計画、事業経費等 【令和3・4年度内の委員会承認事項】

- 2 完成予想図 【令和3・4年度内の委員会承認事項】

参考資料 ※『基本構想』+その後の各種調査成果

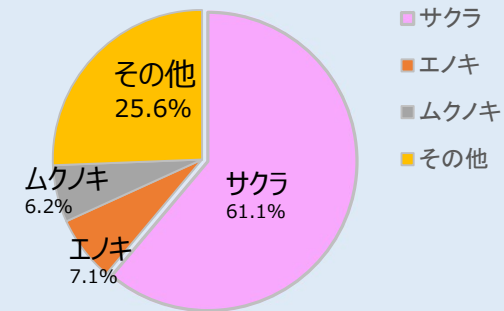
1. 安全確保 樹木の健全性

＜健全度判定＞



全樹木の約1割がD判定樹木

＜D判定樹木の主な樹種＞



D判定の樹木



A,B,C判定・・・2,599本

D判定・・・324本



経過観察



D判定樹木は安全確保のため
今後伐採・剪定が必要

※サクラについては補植などによる
世代交代を行い景観の継続保持に
努める

2. 遺構保護 ①重要文化財建造物等に影響 ②石垣・露出遺構（礎石・溝等）に影響

①重要文化財建造物等に影響を与えている樹木

建造物近接樹木（※注1）かどうかの判断、建造物と樹木の離隔、建造物への樹木の影響が認められるもの

（※注1）重要文化財建造物等に樹冠が被る樹木、重要文化財建造物等から樹木幹部分までの離隔が樹高以下の樹木



文化財建造物上の枝がかり・枝折れ、また、倒伏時には被害が生じる

37本が対象

多くは10.0m以内の樹木が影響
最大で17.0m離れている樹木が
影響を与えていることを確認

- ・クスノキ 18本
- ・サクラ 13本
- ・その他 6本

②石垣・露出遺構（礎石・溝等）に影響を与えている樹木

石垣、露出遺構（礎石・溝等）の周辺樹木でその影響が認められるもの



根が石垣を圧迫している 今後も樹木が成長すると崩落する可能性がある

313本が対象

石垣から最大で5.0m以内に
植生する樹木が石垣に影響を
与えていることを確認

- ・クスノキ 67本
- ・サクラ 64本
- ・その他 182本

建造物へ影響・・・37本

石垣等へ影響・・・313本



遺構保護のため剪定等の対応を検討

3. 眺望確保について 各視点場から

眺望確保のため剪定等の対応を検討

（樹木で隠れてしまっている石垣や文化財建造物が見えるように）

撮影時期：12月

①加藤神社横



②棒庵坂下



③千葉城橋際



⑧二の丸広場



⑥桜町交差点付近



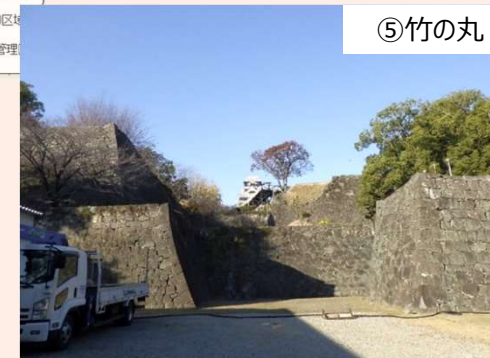
④通町電停付近



⑦備前堀縁 行幸坂



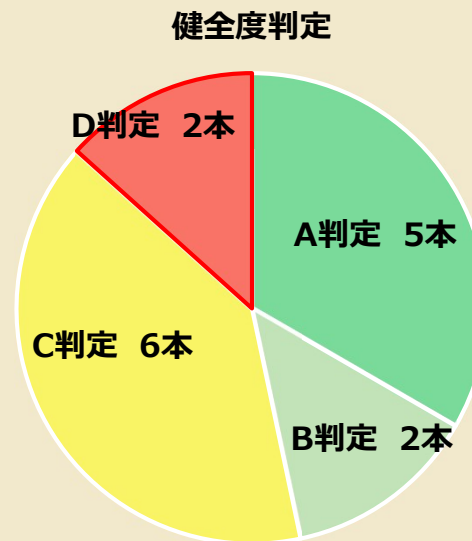
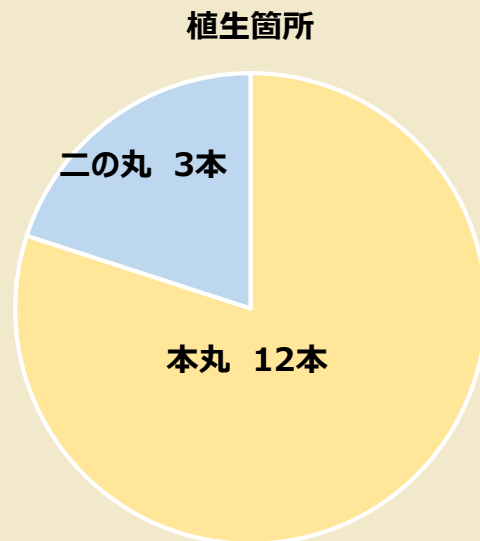
⑤竹の丸



4. 古樹について

古樹とは、古文書・絵図・古写真等（1877年（明治10年）以前に撮影された写真）を基に、幕末以前からその存在の確認が可能であり、その当時から存在していたことが明らかと推測できる樹木

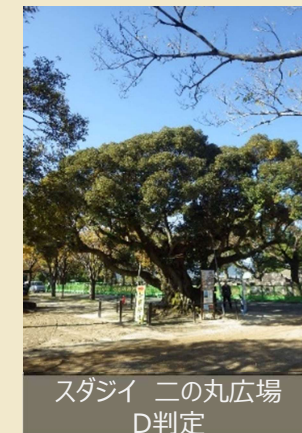
古写真より15本が該当することを確認（クスノキ10本 イチョウ2本 ムクノキ2本 スダジイ1本）



➡ D判定についても
保存の措置
遺構保護との兼ね合いも考慮

判定の定義

- A 変状及び異常なし
- B 変状及び異常が認められるが、危険性はない
- C 危険性を有しているが、すぐには倒伏（枝折れ）しない
- D 非常に高い危険性があり、すぐに倒伏（枝折れ）するおそれがある



5. その他問題点（各エリア）

本丸ゾーン

- ①行幸坂のサクラ 衰弱
- ②肥後名花園 高木による遮光
- ③飯田丸の梅園 高木による遮光



二の丸ゾーン

- ④二の丸広場 枯れ枝等安全管理
- ⑤野鳥園 枯れ枝等安全管理
- ⑥清爽園 斜面上樹木 倒木のおそれ



三の丸ゾーン

- ⑦藤崎台北側 樹木列植 過密
- ⑧旧細川刑部邸 日本庭園としての管理
- ⑨三の丸第一駐車場 樹木の根上がり



古城ゾーン

- ⑩古城堀端公園のサクラ 衰弱
- ⑪城彩苑入口 枯れ枝等安全管理
- ⑫第一高校周辺 枯れ枝等安全管理



熊本城みどり保存管理計画（案）の策定

①策定予定スケジュール

		2020年度												2021年度												2022年度													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1	保存活用委員会 (番号は任期中の回数)				●							●				●											●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												
					●							●															●												

【今年度の予定】

令和3年8月～令和4年1月 古樹について追加調査

・詳細点検（古樹15本分）発注・・・樹木医による古樹詳細点検を実施

令和3年8月～10月 城内樹木状況観察 視点場からの撮影 視点場における見えがかり確認のためテスト剪定等実施



令和3年4月 平左衛門丸のクスノキ 剪定状況 景観向上を確認



今年度 剪定・伐採検討箇所

令和3年10月～令和4年1月 市民アンケート実施

対象者：地元自治会、来城者

質問事項
 ・熊本城の樹木に対するイメージ ⇒ 多い or 少ない
 ・石垣や重要文化財建造物等に影響が出ていること ⇒ 知っている or 知らない など

熊本城みどり保存管理計画（案）

【策定内容（案）】

遺構の保護、安全の確保、眺望の確保に配慮した樹木管理を行い、史跡と緑の調和を図るために策定するもの

第1章 計画策定の沿革と目的

計画策定の背景、適用対象範囲、策定の体制と経過（委員会）、計画の位置づけ

第2章 特別史跡熊本城跡の概要、歴史的変遷

位置、歴史と価値、土地利用の変遷、遺構調査・表土の状況、利活用状況と今後の予定

第3章 熊本城跡における環境面

気候と土壌、熊本城におけるみどりの役割

第4章 みどりの現状と課題

遺構への影響、健全性・安全性、景観面、古樹、梅・桜、高木以外のみどり（草本、花壇等）

第5章 みどりの保全と管理の方針

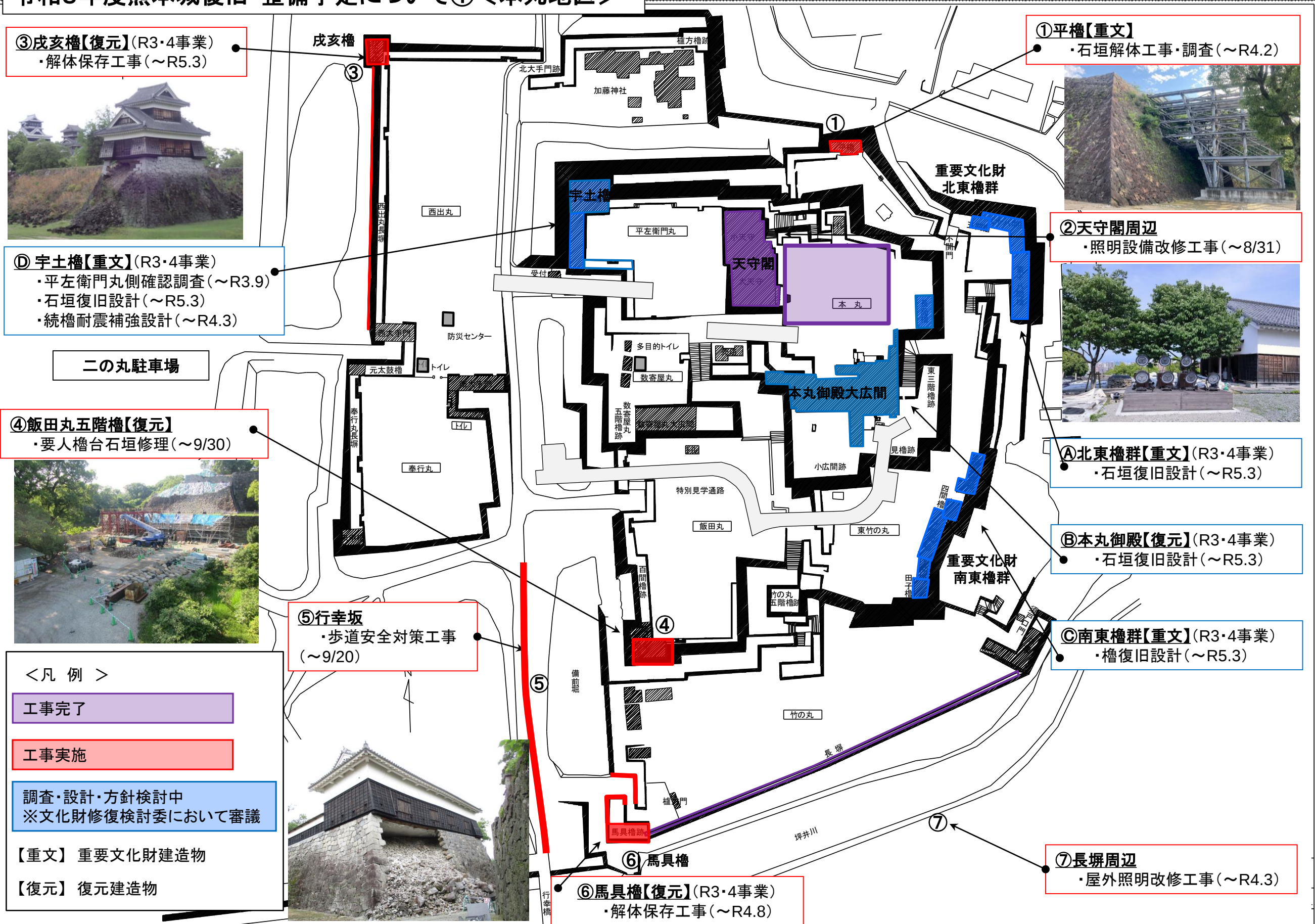
エリア全域にわたる方針、全体方針を踏まえた地区別詳細（本丸、二の丸、三の丸、千葉城、古城）

第6章 樹木管理の体制

総合事務所の体制、樹木管理に係る受託業者や樹木医等との体制、市民との協働体制

第7章 事業実施計画

短期計画、中長期計画



令和3年度熊本城復旧・整備予定について②<本丸地区以外>

⑤旧細川刑部邸【県重文】(R2～4事業)
・復旧設計(～R4.9)

⑨三の丸広場
・南棟便所排水設備改修工事

⑩二の丸広場
・暗渠排水管等更新設計・工事

⑪清爽園
・公園施設(安全柵設置)工事

⑧監物櫓【重文】
・石垣解体・修理工事・調査(～R4.2)
・櫓復旧工事(R3～5事業)



別図(本丸地区)参照

<凡 例>

工事完了

工事実施

調査・設計・方針検討中
※文化財修復検討委において審議

【重文】重要文化財建造物

【復元】復元建造物

石材・建造物等部材保管庫計画図

